【規程番号　行法Ｖ－005】

行吉学園育児休業等規程

（目　的）

第１条　この規程は、就業規則第 22 条の規定に基づく教職員の育児休業、出生時育児休業、子の看護休暇等について定めるものとする。この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（育児休業の対象者）

第２条　育児のために休業することを希望する教職員であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより休業することができる。なお、対象となる子とは、実子、養子のほか、以下の者も含まれる。

（1）教職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求しており、当該教職員が現に監護する子

（2）養子縁組里親である教職員に委託されている子

（3）前２号に準ずる者として厚生労働省令で定める養育里親である教職員に委託されている子

２　前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された以下の教職員からの休業の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）申出の日から１年（本条第７項から第９項の申出にあっては６か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（3）１週間の所定労働日数が２日以下の者

３　期間を定めて雇用される者にあっては、申出時点において、子が１歳６か月（本条第８項又は第９項の申出にあっては２歳）に達する日までの間に労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り休業することができる。

４　前２項の規定にかかわらず、教職員であって理事長が特に認める場合については、育児休業の対象とすることがある。

５　配偶者が教職員と同じ日から又は教職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、教職員は、子が１歳２か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休暇期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が１年を限度として休業することができる。

６　次のいずれにも該当する教職員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について休業することができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の１歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 教職員又は配偶者が原則として子の１歳の誕生日の前日に育児休業していること
(2) 次のいずれかの事情があること
ア　児童福祉法に規定する保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
イ　教職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳以降育児にあたる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
(3) 子の１歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

7　前項にかかわらず、産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第１項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による３回目以降の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した教職員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業することができる。

8　次のいずれにも該当する教職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について休業することができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳６か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の１歳６か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。
(1) 教職員又は配偶者が子の１歳６か月の誕生日応当日の前日に育児休業していること
(2) 次のいずれかの事情があること
ア　児童福祉法に規定する保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
イ　教職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳６か月以降育児にあたる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
(3) 子の１歳６か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと

9　前項にかかわらず、産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第６項又は第７項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した教職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業することができる。

（育児休業申出の手続）

第３条　育児休業を希望する教職員は、原則として、育児休業を開始する予定日（以下「育児休業開始予定日」という。）の１か月前（前条第６項から第９項に基づく１歳及び１歳６か月を超える育児休業の場合は２週間前）までに、育児休業申出書により学園に申出なければならない。ただし、出産予定日前に出産したこと等、法令に定める事由が生じたときは、１週間前までに申出ることができる。

2　育児休業中の期間を定めて雇用される者が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、再度の申出を行うものとする。

3　申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、１子につき２回までとする。

(1) 第２条第１項に基づく休業を取得した者が、前項の申出をしようとする場合
(2) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

4　子が１歳から１歳６か月までの育児休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、１子につき１回限りとする。
(1) 第２条第６項又は第７項に基づく休業をした者が本条第２項の申出をしようとする場合
(2) 産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第２条第６項又は第７項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡した場合

5　子が１歳６か月から２歳までの育児休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、１子につき１回限りとする。
(1) 第２条第８項又は第９項に基づく休業をした者が本条第２項の申出をしようとする場合
(2) 産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第２条第８項又は第９項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡した場合

6　学園は、育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

7　育児休業申出書が提出されたときは、学園は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対して育児休業取扱通知書を交付する。

8　申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後２週間以内に学園に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

（育児休業申出の撤回等）

第４条　育児休業の申出者は、育児休業開始予定日の前日までに、育児休業申出撤回届を提出することによって、休業の申出を撤回することができる。

2　育児休業申出撤回届が提出されたときは、学園は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対して育児休業取扱通知書を交付する。

3　第２条第１項に基づく休業の申出の撤回は、撤回１回につき１回休業したものとみなす。第２条第６項又は第７項及び第８項又は第９項に基づく休業の申出を撤回した者は、法令に定める事情のない限り、同一の子について、再度申出をすることができない。ただし、第２条第１項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第６項又は第７項及び第８項又は第９項に基づく休業の申出をすることができ、第２条第６項又は第７項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第８項又は第９項に基づく休業の申出をすることができる。

4　育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合、申出者は原則として遅滞なくその旨を学園に通知しなければならない。

（育児休業の期間等）

第５条　育児休業の期間は、原則として、子が１歳に達する日まで（第２条第５項から第９項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

２　期間を定めて雇用する者のうち、前項に定める期間内に労働契約期間が満了する者の育児休業の期間については、労働契約期間満了日までを限度とする。

３　本条第１項の規定にかかわらず、学園は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

４　教職員は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の繰り上げ変更又は育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

５　育児休業期間変更申出書が提出されたときは、学園は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対して育児休業取扱通知書を交付する。

（育児休業の終了）

第６条　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

（1）子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、原則として事由発生の日から２週間以内とする）

（2）育児休業に係る子が１歳に達した場合等
子が１歳に達した日（第２条第５項に基づく休業の場合を除く。第２条第６項又は第７項に基づく休業の場合は、子が１歳６か月に達した日。第２条第８項又は第９項に基づく休業の場合は、子が２歳に達した日。）

（3）申出者について、産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まった場合
産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

（4）第２条第５項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業（出生時育児休業を含む）期間との合計が１年に達した場合
当該１年に達した日

２　前項第１号の事由が生じたときは、申出者は遅滞なくその旨を学園に通知しなければならない。

（出生時育児休業の対象者）

第７条　育児のために休業することを希望する教職員であって、産後休暇を取得しておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより休業することができる。

２　前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された以下の教職員からの休業の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）申出の日から８週間以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（3）１週間の所定労働日数が２日以下の者

3　期間を定めて雇用される者にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間を経過する日の翌日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り休業することができる。

（出生時育児休業の申出手続）

第８条　出生時育児休業を希望する教職員は、原則として、出生時育児休業を開始する予定日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の２週間前までに、出生時育児休業申出書により学園に申出なければならない。

2　出生時育児休業中の期間を定めて雇用される者が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、再度の申出を行うものとする。

3　申出は、１子につき２回まで分割できる。ただし、２回に分割する場合は２回分まとめて申出ることとし、まとめて申出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

4　学園は、出生時育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

5　出生時育児休業申出書が提出されたときは、学園は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対して出生時育児休業取扱通知書を交付する。

6　申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後２週間以内に学園に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

（出生時育児休業申出の撤回等）

第９条　出生時育児休業の申出者は、休業開始予定日の前日までに、出生時育児休業申出撤回届を提出することによって、休業の申出を撤回することができる。

2　出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、学園は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対して出生時育児休業取扱通知書を交付する。

3　出生時育児休業の申出の撤回は、法令に定める事情のない限り、同一の子について、再度出生時育児休業の申出をすることができない。

4　出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合、申出者は原則として遅滞なくその旨を学園に通知しなければならない。

（出生時育児休業の期間等）

第 10 条　出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後８週間以内のうち４週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

2　期間を定めて雇用する者のうち、前項に定める期間内に労働契約期間が満了する者の出生時育児休業の期間については、労働契約期間満了日までを限度とする。

3　本条第１項の規定にかかわらず、学園は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

4　教職員は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更または出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。
5　出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、学園は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対して出生時育児休業取扱通知書を交付する。

（出生時育児休業の終了）
第 11 条　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
(1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、原則として事由発生の日から２週間以内とする）
(2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から８週間を経過した場合
子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から８週間を経過した日
(3) 子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が 28 日に達した場合
子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が 28 日に達した日
(4) 申出者について、産前・産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業が始まった場合
産前・産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日
2　前項第１号の事由が生じたときは、申出者は遅滞なくその旨を学園に通知しなければならない。

（育児休業及び出生時育児休業期間中の給与）
第 12 条　育児休業及び出生時育児休業期間中の給与は支給しない。
2　育児休業及び出生時育児休業開始月並びに育児休業及び出生時育児休業終了月の給与並びに手当は、日割計算により支給する。
3　賞与については、その算定対象期間中に育児休業及び出生時育児業期間が含まれる場合には、勤務した日数に応じて按分して支給する。

（育児休業及び出生時育児休業期間の取扱い）
第 13 条　育児休業及び出生時育児休業期間は勤続年数に算入しない。

（勤務時間の短縮）
第 14 条　育児に係る勤務時間の短縮に関しては、別途内規を定める。

（子の看護等休暇）
第 15 条　子の看護等休暇に関しては、別途内規を定める。

（所定外労働の免除）

第 16 条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

2　前項の規定にかかわらず、労使協定によって除外された次の教職員からの所定外労働の免除の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（時間外労働の制限）

第 17 条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が当該子を養育するために申し出た場合には、時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、１か月について 24 時間、１年について 150 時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（深夜業の制限）

第 18 条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前５時までの間に労働させることはない。

2　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する教職員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）申出に係る家族の 16 歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する者

ア　深夜において就業していない者（１か月について深夜における就業が３日以下の者を含む。）であること。

イ　心身の状況が申出に係る子の保育をすることができる者であること。

ウ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）以内に出産予定でなく、かつ産後８週間以内でない者であること。

（3）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（柔軟な働き方を実現するための措置）

第 19 条　３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか１つの措置を選択して利用することができる。

（1）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

（2）勤務時間の短縮

2　前項の規定にかかわらず、学園は労使協定により除外された次の教職員からの措置の申出を拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）１週間の所定労働日数が２日以下の者

3　第１項第１号に定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置の内容及び申出については、次のとおりとする。

（1）対象となる教職員は、申し出ることにより、就業規則第８条第１項（学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学高倉台幼稚園就業規則第 10 条第３項、行吉学園契約職員就業規則第９条第１項第１号を含む）の始業及び終業の時刻について、以下のように変更することができる。

・時差勤務Ａ　 8 時 00 分始業・16 時 30 分終業

・時差勤務Ｂ　 8 時 30 分始業・17 時 00 分終業

・時差勤務Ｃ　 9 時 30 分始業・18 時 00 分終業

・時差勤務Ｄ　10 時 00 分始業・18 時 30 分終業

（2）申出をしようとする者は、１回につき年度内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに選択する時差勤務を明らかにして、原則として適用開始予定日の１か月前までに、育児時差勤務申出書により学園に申し出なければならない。

（3）申出書が提出されたときは、学園は申出者に対し、速やかに育児時差勤務取扱通知書を交付する。

4　第１項第２号に定める勤務時間の短縮措置の内容及び申出については、本規程第 14 条の規定に準ずる。

附　則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成11年 3 月31日現在育児休業中の者については、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年 9 月 30 日現在育児休業中の者については、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。